

### 高速船甌島 (K-LINER)のダイヤ改正

4月1日(水)から「高速船甌島」のダイヤが下表の通り変わります。高速船をご利用の方はご注意ください。

また、高速船の各便は、2カ月前から電話およびインターネットで予約できます。旅客定員に達した場合は、予約のお客さまが優先となりますので、事前に予約をお願いします。

\*10月～3月の秋冬ダイヤは、あらかじめお知らせします。

\*「フリーニューこしき」のダイヤ変更はありません。

▼【インターネット予約】  
甌島商船ホームページよりご予約ください。

☎ <http://www.koshikisho.co.jp/>

▼【電話予約・問合先】  
甌島商船(株)川内港ターミナル ☎(41)5100

\*受付時間9時30分～16時30分

▼甌島商船(株)串木野本社 ☎(32)6458

\*受付時間8時30分～17時(日曜日を除く)



### 高速船甌島 (K-LINER) 春・夏ダイヤ(4月～9月)

港名	1便		臨時増便		2便	
	下り	上り	下り	上り	下り	上り
川内	8:50	11:40	12:00	14:50	15:10	18:00
里	9:40着	↑	↓	14:00発	↓	17:10発
	9:45発			13:55着		17:05着
長浜	10:25	10:30	13:10	13:15	16:20	16:25



\*下線 部が変更箇所になります。  
\*臨時増便の運航は、ゴールデンウィーク・お盆などを予定しています。

### 川内港シャトルバス (こしきバス)のダイヤ改正

4月1日の高速船甌島のダイヤ改正に伴い、川内港シャトルバスのダイヤが左表のとおりと

### 川内港シャトルバス(こしきバス) 春・夏ダイヤ(4月～9月)

国道3号ルート	バス停留所名	臨時便					
		川内駅	山形屋前	大小路	上川内	草道駅前	川内港ターミナル
		7:50	7:55	7:57	8:00	8:10	8:20
		12:15	12:10	12:08	12:05	11:56	11:50
		11:05	11:08	11:10	11:13	11:22	11:30
		15:25	15:20	15:18	15:15	15:06	15:00
		14:15	14:18	14:20	14:23	14:32	14:40
		18:35	18:30	18:28	18:25	18:16	18:10
		8:50発	11:40着	12:00発	14:50着	15:10発	18:00着
県道京泊大小路ルート	川内港ターミナル	8:55	11:25	12:05	14:35	15:15	17:45
	御釣場	9:08	11:12	12:18	14:22	15:28	17:32
	五代	9:14	11:06	12:24	14:16	15:34	17:26
	神社口	9:19	11:01	12:29	14:11	15:39	17:21
	大小路	9:24	10:56	12:34	14:06	15:44	17:16
	川内駅	9:30	10:50	12:40	14:00	15:50	17:10

なります。バスをご利用の方はご注意ください。また、甌島地域コミュニティバスの時刻も、船のダイヤに合わせて時刻を変更します。



\*臨時便の運行は、高速船甌島の臨時増便に対応し運行します。

### 引越しシーズンに本庁市民課窓口の時間延長および休日窓口を開設します

市では窓口の混雑緩和のため、次のとおり、本庁市民課の窓口の時間延長および休日開設を実施します。



- 平日時間延長
- 【時】 3月27日(金)～4月3日(金) 18時まで延長
- 土・日曜日開庁
- 【時】 3月28日(土)・29日(日) 8時30分～17時15分
- 【所】 本庁市民課3番窓口

\*本庁のみ実施します。  
\*土・日曜日の庁舎出入口は東側のみです。  
【業務内容】 住所変更(転入・転居・転出)に伴う諸手続き  
\*3月下旬から4月上旬にかけて、転入や転出などの手続きにより、窓口が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。なお、平日の時間内は各支所地域振興課でも手続きできます。  
\*県内の他市町村でも時間延長および土・日曜日開庁を行う

場合があります。詳しくはそれぞれの市町村へお問い合わせください。

【問合先】 本庁市民課住民G (内線2544)

### 高齢者団体に對し市の施設使用料を減免します

市では、高齢者の健康増進などを図ることを目的に、高齢者団体が施設を使用するときの料金を減免します。

施設使用料の減免を受けようとする高齢者団体は、事前に、高齢・介護福祉課高齢者福祉グループまたは各支所地域振興課健康福祉グループ(鹿島支所は市民福祉グループ)に申請してください。

【対象団体】 高齢者団体として次の2団体に区分します。

① 高齢者クラブ 連合会および同連合会に所属する単位高齢者クラブ

② 任意の高齢者団体

\*会員が10人以上で60歳以上の高齢者がおおむね4分の3以上を占める団体

\*事前登録が必要です。

【対象施設】 高齢者の健康増進や介護予防活動が行える施設として、市民福祉部所管の保健福祉施設、体育施設のほか、文化

ホール、会議・研修室も対象とします。(128施設)

\*詳しくは、高齢・介護福祉課までお問い合わせください。

【減免割合】

① 高齢者クラブ連合会所属の団体は全額減免

② 任意の高齢者団体については3割減免

\*ただし、エアコンなど附属設備の使用料は除きます。

【申請受付】 3月10日(火)から

【認定書】 申請内容を審査し、減免が適当と認められた団体には「公共施設減免団体認定書」を交付します。公共施設の使用申し込みの際に提示してください。

【問合先】 高齢・介護福祉課高齢者福祉G (内線2673)

### 固定資産税 縦覧帳簿の縦覧

平成27年度固定資産税(土地および家屋)の価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地価格等縦覧帳簿には、土地の所在・地目・地積・価格を記載しています。家屋価格等縦覧帳簿には、家屋の所在・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・価格を記載しています。

縦覧できる方は、土地または家屋の固定資産税の納税者に限

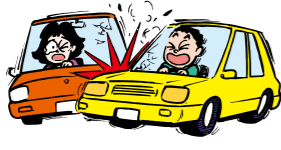
### 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、交通事故によるけがなどに對し、補償することを目的とした相互扶助の制度です。平成27年度も掛け忘れがないように家族ぐるみで加入しましょう。

\*事故に遭ったら、自損事故でも必ず警察に届けましょう。

【掛け金(年間)】 1人500円

\*年度途中で加入した方も同額です。



【共済期間】 4月1日～平成28年3月31日

【加入方法】 本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公民取扱所平日の15時までで掛金を納入してください。

\*納入期限を過ぎた加入申込書も使用できません。

\*加入申込書を紛失したり、加入人数に変更がある場合は再発行しますので、問合先までご連絡ください。

【問合先】 本庁市民課市民相談G (内線2562) または各支所地域振興課

### スポーツ安全保険に加入を

スポーツ安全保険は、スポーツやボランティア活動中に発生した事故に対して補償する制度です。万が一に備えて、ぜひ、ご加入ください。

【保険期間】 4月1日～平成28年3月31日



\*4月1日以降に掛金を納入した場合は、掛け金納入の翌日から平成28年3月31日

【加入方法】 本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公民取扱所平日の15時までで掛金を納入してください。

\*納入期限を過ぎた加入申込書も使用できません。

\*加入申込書を紛失したり、加入人数に変更がある場合は再発行しますので、問合先までご連絡ください。

【問合先】 本庁市民課市民相談G (内線2562) または各支所地域振興課

### 「FMさつまさんだいで放送しています

広報薩摩川内に掲載された情報を中心に、毎日、「FMさつまさんだいで」の左記の時間に放送しています。

市からの情報やイベント情報満載です。ぜひ、お聞きください。

【放送時間】

▼7時55分～5分間

▼17時55分～5分間

【問合先】 本庁広報室広聴広報G (内線632)

